

平成23年5月20日 11:30解禁

平成23年5月13日

お知らせ

資料提供先 福山市市政記者クラブ

大型トレーラー等の特殊車両の指導取締を実施します！

一定の大きさ、重さを超えるトレーラー等の特殊車両は、道路を通行する際、道路管理者の許可が必要となります。しかしながら、無許可や通行条件違反で走行している車両が後を絶たないのが現状です。

これらの違反車両は、橋梁や舗装の寿命を縮めるなど道路に悪影響を及ぼすだけでなく、重大な事故に結びつきやすく、積荷や、車両の撤去作業などのため、長時間の通行規制を余儀なくされ、社会経済活動に多大なる影響を与えます。

このため、道路構造の保全や、交通の危険防止、事業者への法令遵守の意識を徹底するため、広島県警察本部交通部交通機動隊の協力を得て、特殊車両の指導取締を実施します。

- 日 時：平成23年5月20日(金) 9:30~11:30
(雨天等で、順延することがあります。)
- 場 所：一般国道2号 大門取締基地(下り)
(所在地:福山市大門町野々浜地内)
- 協力警察署：広島県警察本部 交通部 交通機動隊
- 留意事項 取締予定の報道解禁は、取締日の11時30分とさせていただきますのでご理解ご協力をお願いいたします。
なお、取締時のカメラ取材は可能です。

お問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

副 所 長 ふじわら 藤原 光雄

【事業担当】道路管理第一課長 にしむら 西村 英之

TEL (084) 923 - 2553

TEL (084) 923 - 2620 (代表) FAX (084) 923 - 2517

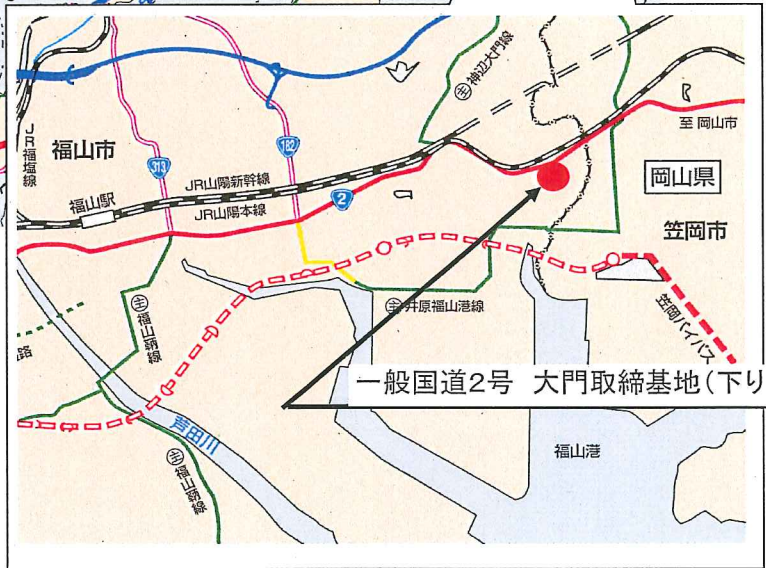
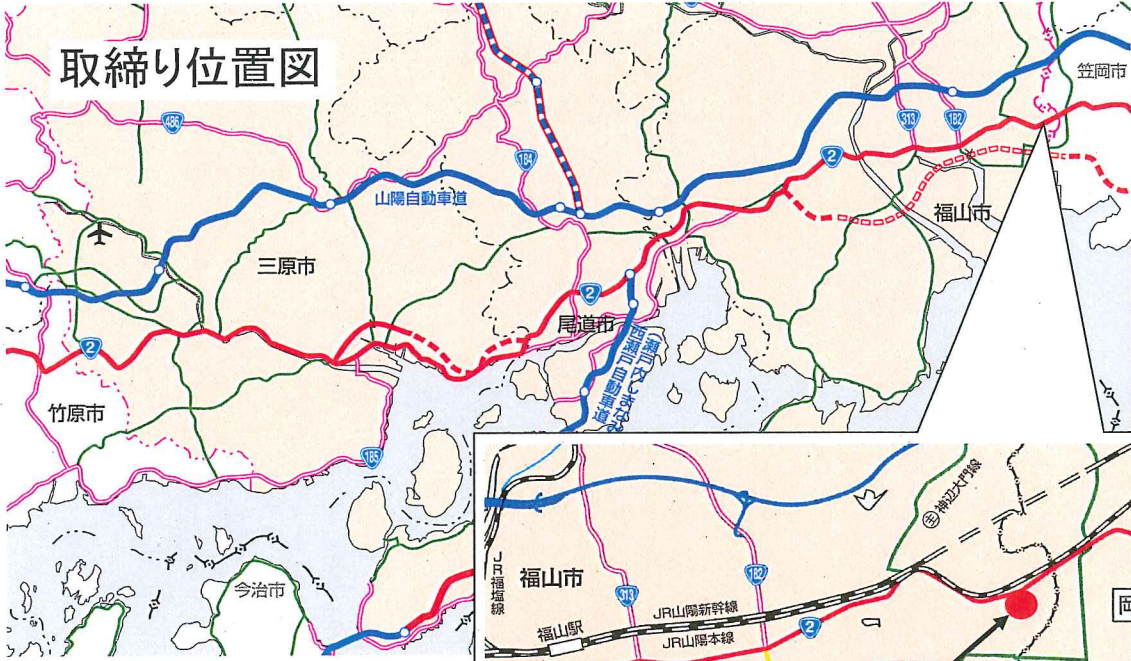
ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

【広報担当窓口】調査設計第二課長 あらかき 荒木 勲

TEL (084) 923 - 2620 (代表)

道の相談室 TEL 0120-106-497 (トウヨクナレ)

取締り位置図



一般国道2号 大門取締基地(下り)

大型トレーラなどの「特殊車両」の通行には、道路管理者の許可が必要です。

ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。

特殊車両通行許可制度とは？

大型トレーラなどの「特殊車両」は、大型貨物や大量の貨物を輸送するために必要な車で、私たちの暮らしに大変役立っています。

この「特殊車両」は重量が重く、寸法も大きいため、他の通行車両に迷惑をかけるないように通行したり、道路を傷めないように、通行には、道路管理者の許可を受けて、ルールを守って通行することが道路法で定められています。（道路法第47条の2第1項）

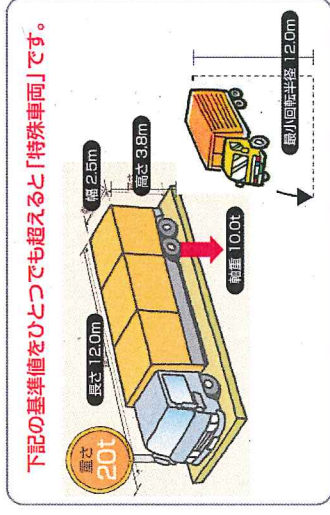
申請手続について

「特殊車両」を通行させようとするときには、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。

申請を受け付けた道路管理者は、「特殊車両」の通行の可否について審査を行います。

通行可能と判断された場合は、道路管理者から通行条件とともに許可証が交付されます。

許可証は通行時、必ず許可に係る車両に備えつけが必要です。



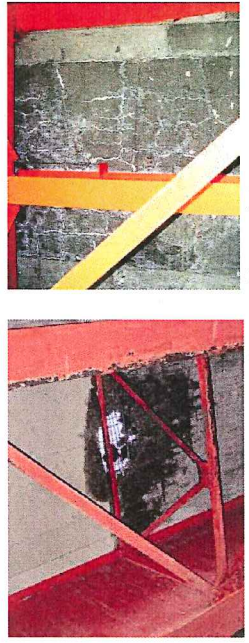
無視できないルール違反

半数以上の大型車がルールを守っていません。



ルール違反車両が道路に及ぼす影響

道路が傷められる原因のひとつとして、無許可や通行条件違反で通行することがあげられます。このルール違反の車両が、非常に大きな比率を占めている状況にあり、道路や橋に与える影響は多大了。特に、重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。



橋の裏面の様子(床版)



舗装のわだち掘れ



舗装のひび割れ



【雨天で順延する場合について】

雨天で順延する場合、改めての記者発表は行いません。取材にあたっては、当日朝、8時30分以降に、電話確認をお願いいたします。

【連絡先】

道路管理第一課長	<small>にしむら</small> 西村	英之
道路管理指導官	<small>うえだ</small> 植田	克彦

TEL 084-923-2553